

第232回

新しい大麻栽培ルールを
教えてください

大麻取締法が大幅改正
新たな産業利用可能に

2023年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案」が国会で可決されました。1948年の大麻取締法（以下Ⅱ旧法）制定以来、それまで全国で普通に栽培されていた大麻草の所持や加工、医療利用が厳しく取り締まられてきましたが、今回の改正で旧法は「大麻草の栽培の規制に関する法律」（以下Ⅱ新・大麻栽培法）と名称を変え、大麻草の栽培規制に関する法律となりました。大麻草は「原則栽培禁止」から「原則栽培可能」へと180度方針が転換され、従来の繊維用に加え、産業用と医療用の原料生産が認められる

ことになりす。
医療利用時の制限緩和
より厳格な管理必要に

「麻薬及び向精神薬取締法（以下Ⅱ麻向法）」の改正で大麻は麻薬に指定され、他の麻薬と同様、医薬品として利用が可能となりました。すでに海外で施用されているてんかん治療薬「エピディオレックス」は、大麻の機能性成分CBD（カンナビジオール）を有効成分とする医薬品ですが、その施用が今後、日本でも承認される見込みです。

大麻が法的に麻薬として指定されたため、使用罪が適用されることになりました。旧法では、尿中からTHC（テトラヒドロカンナビノール）という麻薬成分が検出されても大麻を所持

していなければ罪に問われませんでした。今後は使用罪の適用により、罰則も旧法より厳しくなります。THC濃度が低い品種では、栽培上の規制が緩和された反面、生産物の保管や加工の面では麻薬に準じた厳格な管理が求められることとなり、従来以上の慎重な対応が必要となります。

北海道での産業用大麻
大規模栽培に向け試験


これまでの、大麻を農作物として栽培するには、都道府県知事が認可する大麻栽培者免許の取得が必要でした。ただ、免許の取得こそ可能でしたが、実際には伝統的な繊維生産などの目的しか認められず、海外では認められている医薬用や化粧品用などを目的とする

栽培での免許の取得は極めて困難でした。

筆者らが設立した北海道ヘンプ協会は、THC濃度が0.3%以下のいわゆる産業用大麻（ヘンプ）を基幹の畑作物として北海道の輪作体系に導入できるように法改正を求めてきました。その結果、新・大麻栽培法では当協会の要望の大部分が実現し、ヘンプ畑の周囲を高さ2.7mの盗難防止柵で囲う北海道ルールの撤廃が認められた他、海外からの優れたヘンプ種子の輸入が可能となりました。

当協会ではさまざまなヘンプ製品の原料生産を目指し早速、海外の種子会社からのヘンプ種子の輸入ルートを確立し、25年に当協会の会員農家による試験的な栽培を開始しています。

(一社) 北海道ヘンプ協会 (HIHA) 相談役
菊地 治己
きくち はるみ
元十勝農試・上川農試場長。専門は作物育種学。「ゆめびりか」など北海道米の品種改良に従事し、退職後は研究対象を稲からヘンプへ変える。HIHAを創立してヘンプの普及に取り組む。2014年から3年間、北海道大麻研究免許者。農学博士。



新法の下での免許制度
取得条件が大幅に緩和

旧法では、都道府県知事が交付する大麻栽培者免許と大麻研究者免許の2種類が発行されていましたが、新・大麻栽培法では、第1種大麻草採取栽培者免許（以下Ⅱ第1種免許）と第2種大麻草採取栽培者免許（以下Ⅱ第2種免許）、大

表 新・大麻栽培法の免許制度（北海道で免許を申請する場合）

| 免許申請の要件など | 免許の種類 | | |
|--------------|----------------------------------|--|--|
| | 第1種大麻草採取栽培者免許 | 第2種大麻草採取栽培者免許 | 大麻草研究栽培者免許 |
| 施行日 | 2025年3月1日 | 2025年3月1日 | 2024年12月12日 |
| 許可権者 | 北海道知事 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 |
| 申請窓口（問い合わせ先） | 道保健福祉部医薬業務課 | 北海道厚生局麻薬取締部 | 北海道厚生局麻薬取締部 |
| 申請者 | 法人または個人 | 法人または個人 | 個人のみ |
| 申請手数料 | 23,000円 | 180,600円 | 12,900円 |
| 免許の有効期間 | 最長3年間（交付日翌々年12月31日） | 最長1年間（交付日翌12月31日） | 同左 |
| 申請に必要な書類 | 道保健福祉部のホームページ「大麻について」を参照 | 厚生省のホームページ「令和7年3月1日に『大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律』の一部が施行されます」を参照 | |
| 免許審査の基準 | 精神機能障害者、麻薬中毒者、法第5条第2項の欠格事由に該当しない | 同左 | 同左 |
| 人的要件 | 精神機能障害者、麻薬中毒者、法第5条第2項の欠格事由に該当しない | 同左 | 同左 |
| 栽培目的 | 産業用途の原料生産であり、趣味嗜好（しこう）的でない | 医薬品の原料生産であり、趣味嗜好的でない | 大麻草の性質、品種の維持・改良、製品開発など学術的な目的・意義を有する研究であり趣味嗜好的でない |
| 事業計画 | 原料の販売先や収支計画などが適切 | 栽培から原料供給までの過程が明確で実現可能 | |
| 栽培地 | 屋内、屋外、最低栽培面積100㎡ | 屋内栽培が原則、最低面積は100㎡。低THC品種は屋外栽培も可能 | 屋内、屋外、面積制限なし。高THC品種などの屋外栽培は2m以上の堅固な柵、監視カメラなどが必要 |
| 使用品種 | THC濃度が0.3%以下のもの | THC濃度の規制はない | THC濃度の規制はない |
| 管理体制 | 厳格な管理体制が必要 | 高THC品種の場合は、極めて厳格な管理体制、盗難防止対策が必要 | |
| 盗難防止対策 | 通常作物並みの盗難防止対策が必要 | | |

(参考) 北海道保健福祉部医薬業務課のホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/213771.html>
厚生労働省大麻取締法改正関係のホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html

麻草研究栽培者免許（以下Ⅱ研究栽培免許）の3区分となりました（表）。

第1種免許は、THC濃度が0.3%以下のいわゆるヘンプの栽培に必要な免許で、個人または法人・団体等が申請できます。第1種免許者は、地方厚生局長の許可を得た上で、大麻草の花や葉、種子から有効成分の抽出や、粉末などへの加工が可能となります。

第2種免許は、医薬品の原料生産を目的とする栽培に必要な免許です。この免許はTHCの濃度に制限を設定していませんので、THC濃度の高い品種の栽培も可能ですが、その場合、管理が厳格な屋内での栽培を原則とし、最低栽培面積は100平方メートルです。個人でも申請できますが、大手製薬会社など法人の申請を想定した免許のようです。

研究栽培免許は、栽培を必要とする大麻草の性質や品種の維持、改良、製品の開発研究など学術的な研究目的・計画に対して交付されるもので、栽培を伴わな

い大麻の研究は、麻向法による麻薬研究者免許で可能となりました。

免許申請手続きの方法
3年分の事業計画必要

第1種免許の申請先は栽培地を管轄する都道府県知事、第2種免許と研究栽培免許の申請先は、栽培地を管轄する厚生労働省の地方厚生局です。表は、栽培地が北海道の場合の免許審査の要件などを示したものです。これまで免許の有効期間は、免許交付日からその年の12月31日までの最長1年でしたが、今回の改正で第1種免許の有効期間は、免許交付日から翌々年の12月31日までの最長3年間となりました。そのため、申請時には生産物の販売先と収支計画など3年分の事業計画が求められます。

事業計画には、3年間の栽培計画（面積、栽培法、品種、種子の入手方法）を記す必要があります。申請時には発芽可能な種子を保有していませんので、他の免許者から、種子の譲渡確

定した免許のようです。

約書をもらう必要があります。種子を輸入する場合も海外の種子会社から販売確約書を発行してもらい、免許取得後、地方厚生局を通じて、厚生相に「大麻草の発芽不能未処理種子の輸入許可申請書」を提出し、許可が下りたら輸入手続きを開始することになります。

ヘンプ協会が会員支援
申請書提出前に相談を

免許制度と申請に関する詳細は、厚生省のホームページと道保健福祉部医薬業務課のホームページに記載されています（表脚注）。そこから免許の様式や大麻の取り扱いの手引きと質疑応答（Q&A）、厚生省の通知文書（PDF）をダウンロードできます。

書類を提出する前に、まずは申請窓口への事前相談をお勧めします。当協会では会員を対象に、免許取得のための講習会や申請手続きを支援しています。興味のある人は、当協会ホームページから問い合わせください。